

## 人材開発支援助成金 (人への投資促進コース・事業展開等リスクリング支援コース) 経費助成の内訳

※定額制サービスによる訓練の場合は、様式第6-3号をご使用ください。

1 職業訓練実施計画届の受付番号	2 雇用保険適用事業所の名称
<b>3 対象経費の算定</b>	
<p><b>(1) 事業内訓練</b></p> <p>①部外講師の謝金・手当 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 + ②部外講師の旅費 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 + ③施設・設備の借上げ費 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 + ④教材費・教科書代 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 + ⑤訓練コースの開発費 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 )</p> <p>※1時間あたり3万円を限度 ※県外からの旅費に限る</p> <p>⑥支給対象労働者数 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 人 ) × ⑦総受講者数 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 人 ) = <b>I 事業内訓練の経費</b> ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 )</p>	
<p><b>(2) 事業外訓練</b></p> <p>①1人当たりの入学金・受講料・教科書代 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 ) × ②支給対象労働者数 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 人 ) = <b>II 事業外訓練の経費</b> ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 )</p>	
<p><b>(3) 職業能力検定・キャリアコンサルティング・資格試験を受けさせた場合</b></p> <p>①1人当たりの職業能力検定・キャリアコンサルティング・資格試験に要した経費 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 ) × ②支給対象労働者数 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 人 ) = <b>III 職業能力検定・キャリアコンサルティング・資格試験の経費</b> ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 )</p>	
<b>4 経費助成額の算定</b>	
<p><b>(1) 算定額</b></p> <p>① ( I 又は II ) + III ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 ) × ②申請事業主が負担した割合 ※全て負担した場合は100と記入してください。 ( <input style="width:100px;" type="text"/> % ) × ③助成率 ( <input style="width:100px;" type="text"/> % ) = <b>IV 算定額</b> ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 )</p> <p style="text-align: right; color: red;">(100円未満は切捨て)</p>	
<p><b>(2) 上限額の算定</b></p> <p><b>(ア) (イ) 以外の訓練の場合</b></p> <p>①支給対象労働者数 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 人 ) × ②1人あたりの上限額 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 ) - ③通常分の経費助成額※ ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 ) = <b>V 上限額</b> ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 )</p> <p style="text-align: right; color: red;">(100円未満は切捨て)</p> <p>※賃金要件等割増分の申請である場合、記載してください。</p> <p><b>(イ) 人への投資促進コース (大学・大学院 (海外の大学院を含む) での訓練の場合)</b></p> <p>①支給対象労働者数 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 人 ) × ②1人1年あたりの上限額 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 ) × ③年数 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 年 ) - ④通常分の経費助成額 ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 ) = <b>V 上限額</b> ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 )</p> <p style="text-align: right; color: red;">(100円未満は切捨て)</p> <p>※賃金要件等割増分の申請である場合、記載してください。</p>	
<p><b>(3) 経費助成額 ( (1) 算定額または (2) 上限額のいずれか低い額 )</b></p> <p style="text-align: right;"><b>VI 経費助成額</b> ( <input style="width:100px;" type="text"/> 円 )</p>	

※ ホームページから様式をダウンロードする際は、第2面以降も両面印刷して使用してください。

◎人への投資促進コース・事業展開等リスクリング支援コースの経費助成率の区分

	企業規模	経費助成率 (1人1コースあたり)		
		通常分	賃金要件等割増分	
人への投資促進コース	自発的職業能力開発訓練	中小企業	45%	15%
		大企業		
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	中小企業	75%	/
		大企業	60%	
人への投資促進コース	成長分野等人材訓練	中小企業	75%	
		大企業		
人への投資促進コース	情報技術分野認定実習併用職業訓練	中小企業	60%	15%
		大企業	45%	
事業展開等リスクリング支援コース	中小企業	75%	/	
	大企業	60%		

◎人への投資促進コース・事業展開等リスクリング支援コースの1人あたりの経費助成限度額

	企業規模	実訓練時間数に応じた経費助成限度額の区分			大学	大学院	海外の大学院	
		10時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上				
人への投資促進コース	自発的職業能力開発訓練	中小企業	7万円	15万円	20万円	60万円	60万円	200万円
		大企業						
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	中小企業	30万円	40万円	50万円	150万円	/	/
		大企業	20万円	25万円	30万円	100万円		
人への投資促進コース	成長分野等人材訓練	中小企業	/	/	/	/	150万円	500万円
		大企業	/	/	/	/	/	/
人への投資促進コース	情報技術分野認定実習併用職業訓練	中小企業	15万円	30万円	50万円	/	/	/
		大企業	10万円	20万円	30万円			
事業展開等リスクリング支援コース	中小企業	30万円	40万円	50万円	/	/	/	
	大企業	20万円	25万円	30万円				

※eラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等（標準学習時間が定められているものは除く。）の場合、訓練時間数が10時間以上100時間未満の場合の区分とする。eラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等で、標準学習時間が定められているものは当該時間数により上表の区分とする。

※大学、大学院、海外の大学院の場合は、1人1年（訓練開始日から起算して1年間をいう。）あたりの限度額とする。

※ 情報技術分野認定実習併用職業訓練において、付加的に実施するeラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等の場合は、実訓練時間数に応じて上表の区分を判断する情報技術分野認定実習併用職業訓練とは別に、企業規模に応じて、中小企業の場合は15万円、大企業の場合は10万円とする。

様式第6-2号（第3面）

【提出上の注意】

- 1 **定額制訓練の場合**は、本様式ではなく、「定額制サービスによる訓練に関する経費助成の内訳」（様式第6-3号）を提出してください。
- 2 **情報技術分野認定実習併用職業訓練において、付加的にeラーニングによる訓練及び通信制による訓練を実施した場合**は、情報技術分野認定実習併用職業訓練の部分と付加的に実施するeラーニングによる訓練及び通信制による訓練の部分で経費助成限度額が異なるため、**本様式を分けて提出してください。**

【記載上の注意】

- 1 **1 欄**には、職業訓練実施計画届（様式第1-1号）と対応した受付番号を記載してください。
- 2 **3 欄**は、OFF-JTに係る経費助成額の算出を行います。OFF-JTに要した経費から算出した経費助成額を経費助成限度額と比較し、少額である方が経費助成額になります。
- 3 **3（1）欄**では、事業内訓練に係る経費を算出します。事業内訓練で助成対象となる経費は、①部外講師の謝金、②部外講師の旅費、③施設・設備の借上げ費、④教科書・教材費、⑤訓練コースの開発費です。一部の労働者について申請をする場合は、①から⑤までの合計額（事業内訓練経費計）に、「支給対象労働者数÷訓練コースの総受講者数」により得た割合を乗じて、支給対象労働者分の事業内訓練経費計を算出してください。なお、情報技術分野認定実習併用職業訓練については、事業主が自ら運営する認定職業訓練により訓練を実施する場合のみ助成対象となる経費を記入してください。ただし、下記【その他】1に該当する場合は、助成対象となる経費を記載しないでください。
  - ※1 「支給対象労働者」とは、「対象労働者一覧」（様式第3-1号）に記載した対象労働者であって、訓練コースの実訓練時間数（情報技術分野認定実習併用職業訓練のOJTについては総訓練時間数）の8割以上出席した者のことをいいます（eラーニングによる訓練及び通信制による訓練を除く。）。
  - ※2 事業内訓練の「総受講者数」とは、支給対象労働者以外の受講者を含めた、訓練コース全体の受講者数のことをいいます。
  - ※3 （支給対象労働者数÷総受講者数）の値は、総受講者に占める助成対象労働者の割合です。
  - ※4 「⑤訓練コースの開発費」とは、学校教育法第83条の大学、第115条の高等専門学校、第124条の専修学校又は第134条の各種学校に職業訓練の訓練コース等を委託して開発した場合に要した費用及び当該訓練コース等の受講に要した費用をいいます。
- 4 **3（2）欄**では、事業外訓練に係る経費を算出します。事業外訓練で助成対象となる経費は、①入学金・受講料・教科書代等（あらかじめ受講案内等で定められているものに限る。）です。
- 5 海外の大学院での訓練（自発的職業能力開発訓練及び成長分野等人材訓練に限ります。）について、入学金・受講料・教科書代等を外貨で支払った場合のレート換算基準は、支給申請を行った日が含まれる月の日本銀行が公表する基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を使用してください。
- 6 **3（3）欄**では、訓練として行われる職業能力検定・キャリアコンサルティングに係る経費を算出します。対象訓練に関連した特定職業能力検定・キャリアコンサルティングを計画時の実訓練時間数に計上して実施した場合に、これらに要した経費及び消費税について対象経費となります。また、**3（3）欄**では、次のaからcのいずれかに該当する資格・試験に要する受験料（あらかじめ試験案内等で定められている合格後の資格証明書類の発行費用を含む。）及び受験の前提として必須となる検査に係る経費です。ただし、支給対象訓練カリキュラム等において取得目標とされている資格・試験であるとともに、当該課程の終了日の翌日から起算して6か月以内（天災等やむを得ない場合は原則6か月以内）に受験したものに限り、また、1回の職業訓練実施計画届あたり資格・試験につき1回までが支給対象となります（不合格となった場合の再試験など、2回目以降の同じ試験の受験料等は支給対象になりません）。なお、高度デジタル人材等訓練のうち高度デジタル人材訓練及び情報技術分野認定実習併用職業訓練についてはaに限り、自発的職業能力開発訓練については、受験料は対象になりません。

- |  |
|--|
| a ITSS・DSS-PLレベル2から4の資格・試験（高度デジタル人材訓練は、ITSS・DSS-PLレベル3又は4のみ）   |
| b 公的職業資格（資格又は試験等であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するもの） |
| c 教育訓練給付指定講座分野・資格コード表（最新版）に記載される資格・試験の資格試験                     |

- 7 **4（1）欄**では、3欄で算出した対象経費のうち、事業主が訓練経費を負担した割合を記入した上で、事業主が負担した訓練経費に助成率を乗じて算出します。自発的職業能力開発訓練以外の訓練の場合は、②申請事業主が負担した割合が100%でない場合、経費助成は助成対象外となります（育児休業中訓練の場合を除く。）。また、自発的職業能力開発訓練の場合は、②申請事業主が負担した割合が50%以上でない場合、不支給となります。なお、算定額について、100円未満は切り捨てします。
- 8 **4（2）欄**では、経費助成限度額を算出します。
- 13 **6（7）欄**では、経費助成額を算出します。6（6）欄で算出した金額に対象労働者数を乗じて算出します。算出した金額から100円未満を切り捨てた金額が、経費助成額となります。

【その他】

- 1 認定職業訓練のうち、都道府県から「認定職業訓練事業費補助金」を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等については、助成対象となりません。なお、広域団体認定訓練助成金を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等は、助成対象となります。
- 2 都道府県の職業能力開発施設が実施している訓練等（高度職業訓練及び生産性向上人材育成支援センターが実施するものを除く）の受講料、教科書代等は助成対象となりません。
- 3 官庁（国の役所）主催の研修等の受講料、教科書代等は助成対象となりません。